

工事の一時中止に係るガイドライン

令和6年3月

名古屋市交通局

目次

		頁	備考
1	ガイドラインの目的	1	
2	工事の一時中止について	1	
3	工事の全部中止と一部中止について	2	
4	一時中止・再開の指示	2	
5	基本計画書の作成	2	
6	工期短縮計画書の作成	3	
7	請負代金額及び工期の変更	3	
8	増加費用等の考え方	4	
9	増加費用等の積算	9	
10	工事一時中止に係る基本フロー	11	
11	工事一時中止に係る基本フローの解説	12	
	様式集	13	

1 ガイドラインの目的

本市交通局では、市民生活や経済活動の基盤となる公共交通施設の整備及び維持に関する請負工事を毎年数多く実施しています。

これら請負工事を発注するに当っては、現場の形状、地質、湧水などの自然的条件や近隣に対する騒音、振動、他の公共施設（上下水道、電気、ガス等）及び営業線の運行、利用者への配慮などの制約条件の中で当該工事目的物を完成するため、必要な調査及び関係機関と協議を整え、工事用地の確保、工事方法を検討し、適正な工期を確保のうえ工事発注を行っていますが、それでもなお、各種協議の未完了や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により、工事の一時中止が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、名古屋市交通局工事請負契約約款（以下 約款という。）第19条「工事の中止」に基づき工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合における、工事一時中止の取扱いに関する運用基準を明確化し、発注者及び受注者の手続きの円滑化及び適正な対応を図ることを目的としています。

2 工事の一時中止について

発注者は、受注者の責に帰することができない事由により、工事を施工できないと認められる場合には、工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければなりません。

（工事を施工できないと認められる場合とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によるものではありません。）

また、受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う必要があります。

受注者の責に帰することができない事由とは、次の場合があります。

（1）工事用地等の確保ができない等のため、工事を施工できないと認められる場合

（具体的な事例）

- ・発注者が、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書で特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保できない。
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、受注者が施工を続けることが不可能と認められた。
- ・管理者協議の結果、施工できない期間が設定された。
- ・別契約の関連工事の進捗が遅れ、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書で特別の定めがあるときは、その定められた日）までに施工することが不可能とみとめられた。

（2）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、工事を施工できないと認められる場合

（具体的な事例）

- ・暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災等により地形等の物理的な変動があった。
- ・地中障害物、埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた。
- ・埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた。
- ・反対運動等の妨害活動等による工事現場の占拠や著しい威嚇行為。
- ・受注者の責めに帰すことができない何らかの事象（地元調整等）が生じた。

（3）上記の場合以外にも、発注者は必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができます。この場合は、「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の主観的判断で行います。なお、工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られます。

3 工事の全部中止と一部中止

工事一時中止には、工事の全部を中止する場合（全部中止という。以下同じ。）と工事の一部を中止する場合（一部中止という。以下同じ。）があり、契約上の取扱いが異なります。

	全部中止	一部中止
一時中止の内容	工事の全部（工事全体）の中止	工事の一部（主たる工種）の中止
一時中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示します。)
主任技術者及び監理技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は原則として専任を要しません。	工事施工期間は専任が必要となります。
現場代理人の常駐	工事を全面的に一時中止している期間は原則として、常駐を要しません。	工事施工期間は常駐が必要となります。
主任技術者及び監理技術者の変更	大幅な工期延期※となった場合は、発注者との協議により主任技術者及び監理技術者を変更することができます。	
契約解除できる時期 (受注者の解除権)	中止期間が工期の 10 分の 5 を超えるとき。(工期の 10 分の 5 が 6 ヶ月を超えるときは 6 ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後、3 ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することを基本としますが、発注者と受注者の協議により決定します。	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する。

※「大幅な工期延期」とは、約款第 46 条第 1 項第 2 号に準拠して、「延期期間が当初工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超える場合を目安とします。

4 一時中止・再開の指示

(1) 発注者は工事を一時中止（全部中止及び一部中止。以下同じ。）するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を書面により、受注者に通知しなければなりません。
(様式 1)

工事一時中止期間の見通しについては、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間をするか計画を立て、工事を再開できる時期を把握する必要があります。

(2) 工事現場を適正に維持・管理等するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。
(3) 工事一時中止となっている工事について施工可能と認めたときは、工事の再開を通知しなければなりません。
(様式 2)

(4) 中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとします。

5 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得るものとします。また、基本計画書の内容に変更が生じた場合も、発注者に提出し承諾を得るものとします。

※ 実際に着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要である

ることから「基本計画書」を提出し承諾を得るものとします。

(1) 基本計画書の記載内容

- ・一時中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に關すること
- ・一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること
- ・工事現場の維持・管理に關する基本的事項
- ・一時中止に伴う増加見込費用及び算定根拠（全部中止の場合のみ）

(2) 管理責任

一時中止した工事現場の管理責任は、受注者に屬します。受注者は、工事契約約款第15条第2項に基づき、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理することとなります。
また、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにするものとします。

6 工期短縮計画書の作成

発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議します。受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する「工期短縮計画書」を作成し、発注者の承諾を得るものとします。

(1) 工期短縮計画書の記載内容

- ・工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に關すること
- ・短縮に伴う施工体制と短縮期間に關すること
- ・工期短縮に伴い増加見込費用及び算定根拠

(2) 工期の変更

- ・受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努めます。
- ・工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行います。

7 請負代金額及び工期の変更

工事を一時中止した場合においては、中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等の例外的な場合を除き、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額の変更を行います。

※ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味します。

(1) 請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合には、契約内容の変更による請負代金額の変更では填補しえない、受注者の増加費用及び損害（増加費用等という。以下同じ。）についても、受注者から請求があつた場合には負担しなければなりません。

(2) 増加費用

- ・工事用地等の確保ができなかつたことにより生じたもの。
- ・暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。

(3) 損害の負担

- ・発注者に過失がある場合に生じたもの
- ・事情変更により生じたもの

※ 増加費用と損害とは区別しないものとします。

(4) 工期の変更

・原則として、全部中止の場合は、当初契約工期に工事を一時中止した期間を加え工期延期しますが、工期の延伸期間について発注者と受注者の協議により定めるものとします。なお一部中止の場合は、発注者と受注者の協議により必要な延期期間を定めるものとします。

- ・地震、災害等の場合は、地震、火災等が生じていた期間に取片付け期間や復興に期間に長期を要する場合もあります。このことから取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能です。

8 増加費用等の考え方

発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があつた場合に負担します。

(1) 増加費用等の範囲

①工事現場の維持に要する費用

- ・工事一時中止期間中の材料置場、現場詰所等の借地料、工事現場の保安に要する経費等

②工事体制の縮小に要する費用

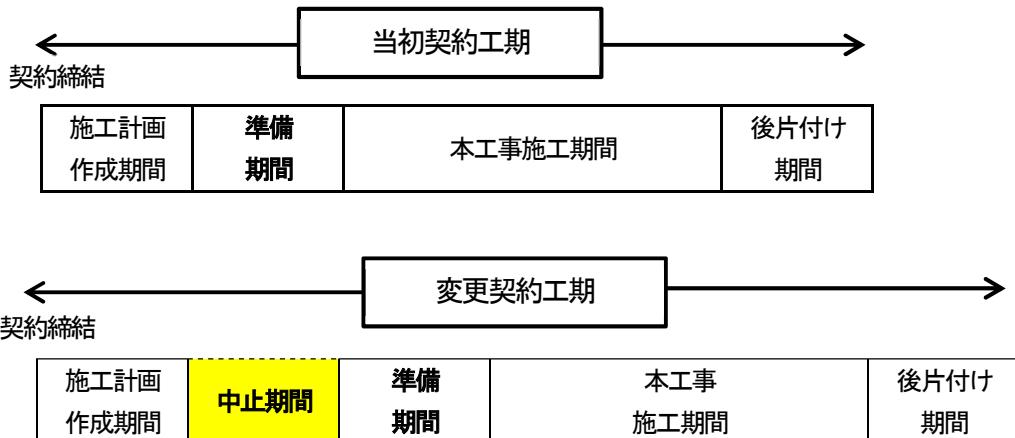
- ・労働者、建設機械器具等を保持するための費用（工事一時中止期間中も最低限必要となる労働者の賃金、工事現場に備え置く必要のある建設機械器具の損料、リース料等の経費等）
- ・工事一時中止前の施工体制から工事一時中止中の維持体制に体制を縮小するために要する費用（不要となつた建設機械器具、労働者又は技術者の配置転換に要する費用及び保管のきかない工事材料の売却損等）

③工事の再開準備に要する費用

- ・工事一時中止中の体制から再開後の施工体制に体制を変更するために要する再開準備費用（建設機械器具の再投入、労働者及び技術者の転入に要する費用等）

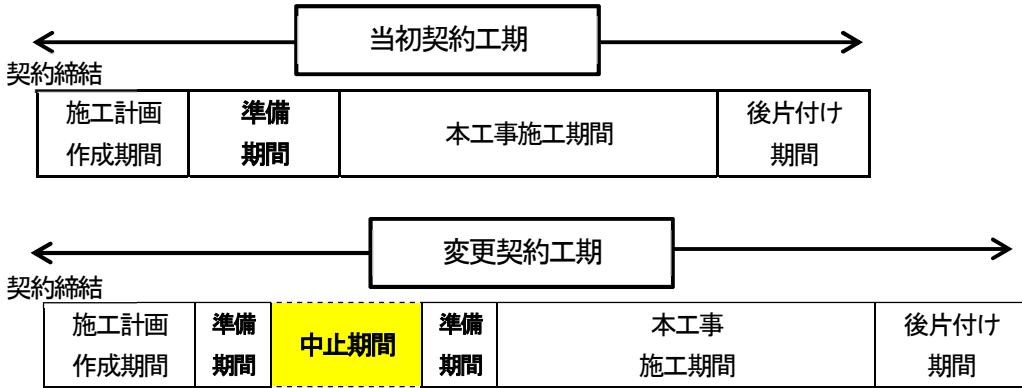
(2) 準備着手前に中止した場合の増加費用等

- ・準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備に着手するまでの期間をいいます。
- ・一時中止に伴う増加費用等は計上しません。



(3) 準備期間に中止した場合の増加費用等

- ・準備期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等を設置し測量等を行うなど、本工事施工前の準備期間をいいます
- ・増加費用等は、安全費（工事看板等の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当、ただし他工事に従事した期間は除く）等が想定されます。



(4) 本工事施工中に中止した場合の増加費用等

- ・増加費用等として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用で次に示すものが想定されます。

①工事現場の維持に要する費用

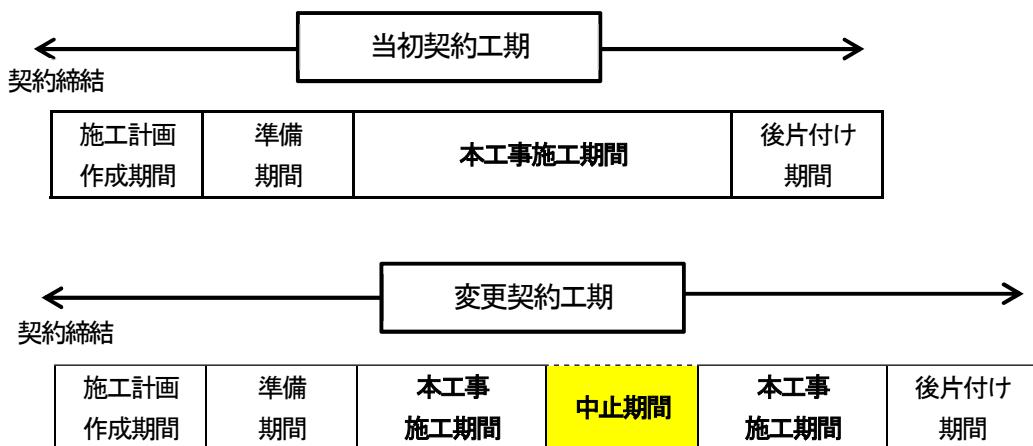
- ・工事一時中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ・工事一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

②工事体制の縮小に要する費用

工事一時中止時点における工事体制から工事一時中止した工事現場の維持体制までに体制を縮小するため、不要となった建設機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

③工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等



(5) 増加費用等の算定

増加費用等の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、発注者と受注者が費用の必要性・数量などについて協議し行うものとします。

(6) 増加費用等の設計書及び事務処理上の扱い

①増加費用等の設計書における取扱い

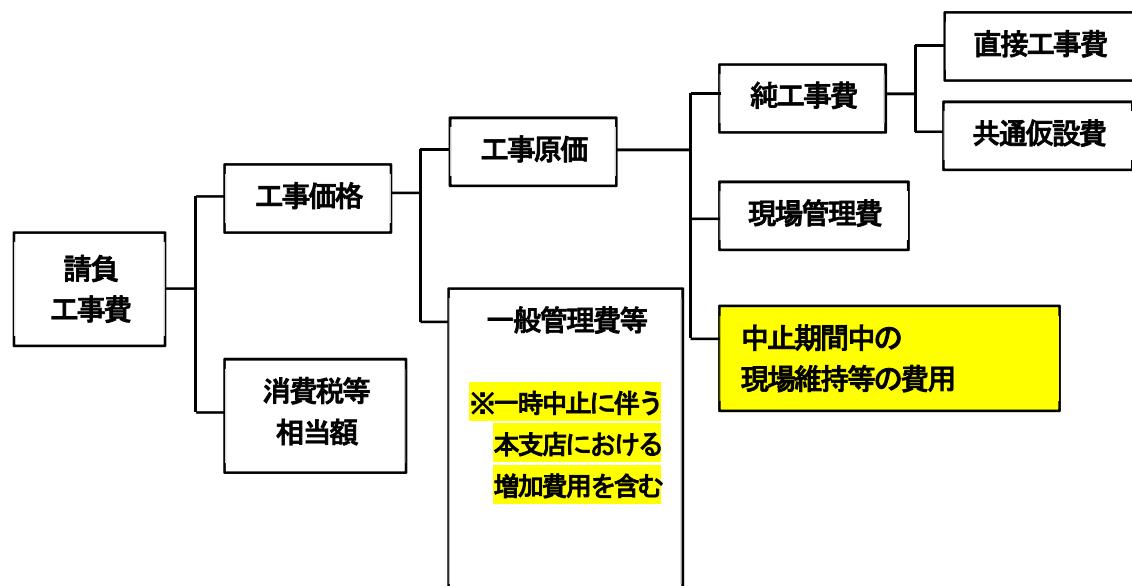
- ・増加費用等は、「一時中止に伴う本支店における増加費用」を除き、「一時中止期間中の現場維持等の費用」として純工事費、現場管理費とは別に計上します。
- ・増加費用等の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算します。
- ・一時中止に伴い、発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更で対応するものとします。
- ・再開以降の工事に係る増加費用は通常どおり設計変更にて対応するものとします。
- ・設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用等の合算額を請負工事費とみなします。

②増加費用等の事務処理上の取扱い

- ・増加費用等は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、契約変更するものとします。
- ・全部中止に伴う増加費用等は、発注者と受注者が協議し、原則として工事再開後、速やかに工期の変更と合わせて設計変更を行うものとします。
- ・一部中止の場合は、受注者の努力による工期の短縮等により、工期延伸期間が確定しないことが考えられることから、工期が確定後速やかに、増加費用等の変更手続きを行うものとします。

(7) 増加費用等の構成

工事一時中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とします。



9 増加費用等の積算

(1) 増加費用等の積算

増加費用は、原則、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について」(国土交通省国官技第346号 H28.3.14)に基づいて積算します。

表9－1 積算方法

	準備着手前	準備期間中	本工事着手後	
土木工事	増加費用は計上しない。	積上げによる積算 表9－2の項目について、費用の明細書に基づき協議する。	中止期間が3ヶ月以内	「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」による簡便法で積算する。 ・率及び積上げによる積算
			中止期間が3ヶ月を超える	積上げによる積算 表9－2の項目について、費用の明細書に基づき協議する。
宮繕工事	増加費用は計上しない。	積上げによる積算 表9－2の項目について、費用の明細書に基づき協議する。		

- ・契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備に着手するまでの期間をいいます。
 - ・準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいいます。
 - ・準備期間中の中止に伴う増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定します。(積算は受注者から見積を求め行います。)
 - ・本工事着手後の中止に伴う増加費用の算定は、原則、受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者とが協議をして決定します。
- ※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）とします。
- ・増加費用の算定（請負代金額の変更）は、工事再開後を原則とし、準備期間中の増加費用に関するトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画作成時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行います。
 - ・宮繕工事における全部中止の場合は、共通費の算定において工期から中止期間を除算します。

表9－2 中止期間中の現場維持等に要する費用

イ	材料費	①材料の保管費用 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等
ロ	労務費	①工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等の特殊な工事を除き原則として計上しない。
		②他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場保安のために常駐させたトンネル工、潜函工等の特殊技能労働者を普通作業員等に従事させた場合の差額費用

ハ	水道光熱 電力等料金	工事現場に設置済の施設を維持等のために、中止期間中に稼働させるために要する水道光熱電力等の費用
ニ	機械経費	①工事現場の維持のために存置する機械の存置費用、運転費用 ②工事現場からの搬出及び再搬入費用が、存置する費用を上回る場合の存置費用
ホ	運搬費	①工事現場搬入済みの機械、仮設材等の搬出又は再搬入に要する費用 ②大型機械、仮設材等の現場内運搬費用
ヘ	準備費	通常の準備作業を超える跡片付け、再開に要する諸準備、測量等の費用
ト	仮設費	①工事現場搬入済みの仮設諸機材の損料 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 中止に伴い必要となった仮設等に要する費用（労力、保安要員費を含む）
チ	事業損失 防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ	安全費	工事現場の維持に要する費用（新たに必要となった費用を含む） 保安施設、保安要員、保安管理等に要する費用
ヌ	役務費	①プラント敷地、材料置場等の土地の借上げ料（解約に必要な費用を含む） ②電力・水道等の基本料
ル	技術管理費	原則として増加費用は計上しない。
ヲ	営繕費	現場事務所、宿舎、詰所、倉庫等の営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額等
ワ	労務者輸送費	原設計で営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合で、工事現場に常駐する労務者及び近傍工事現場に転用した労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ	社員等従業員 給料手当	①工事現場常駐の元請、下請けの従業員の給料手当 (機械、電気設備の保安に係るものも含む) ②中止時点に常駐していた従業員の体制縮小までの給料手当 ③縮小体制から工事再開までに常駐する従業員の給料手当
ヨ	労務管理費	①専従的労務者※の他の工事現場への転出入に要する費用 ②専従的労務者※の転入先が確保できない場合の解雇・休業手当の費用
タ	地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ	福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用
ソ	本支店における 増し分費用	一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な請負人の本支店における費用

※専従的労務者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できる者とします。

〔 〕は、土木工事で本工事施工中における3ヶ月以内の一時中止の場合の率に含まれる項目

(2) 土木工事の積算の特例

土木工事では、本工事着手後に中止した場合で中止期間が3ヶ月以内の場合は、国土交通省の通達に基

づき算定式と積上げによる簡便法を適用します。ただし、この算定式により難い場合は、一時中止期間が3ヶ月を超える場合の算定方法とします。

①簡便法の算定式

- ・一時中止期間中の現場維持等の費用 (G) (単位円1,000円未満切り捨て)

$$G = d g \times J + \alpha$$

dg : 一時中止に係る現場経費率 ※注1

(単位：% 少数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額 (一時中止時点の契約上の純工事費)

(単位円1,000円未満切り捨て)

α : 積上げ費用 (単位円1,000円未満切り捨て) ※注2

- ・一時中止に係る現場経費率 (dg)

$$dg = A \{ (J / (a \times J b + N)) B - (J / (a \times J b)) B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数 (日)。

但し、一部中止の場合は一部中止に伴う工期延期日数

R : 土木一般世話役 (一時中止時点の労務単価)

A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数

(国土交通省「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」による率)

※注1 現場経費率 (dg) に含まれる一時中止に係る費用 (表9-2参照)

①運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場からの搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬に係る費用

②安全費の増加費用

工事現場の維持に関する費用

(保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用)

③役務費の増加費用

仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金。

④営繕費の増加費用

現場事務所、労務者宿舎及び監督員詰所の営繕損料に要する費用。

⑤現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

※注2 積上げをする費用 (α) (表9-2参照)

直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

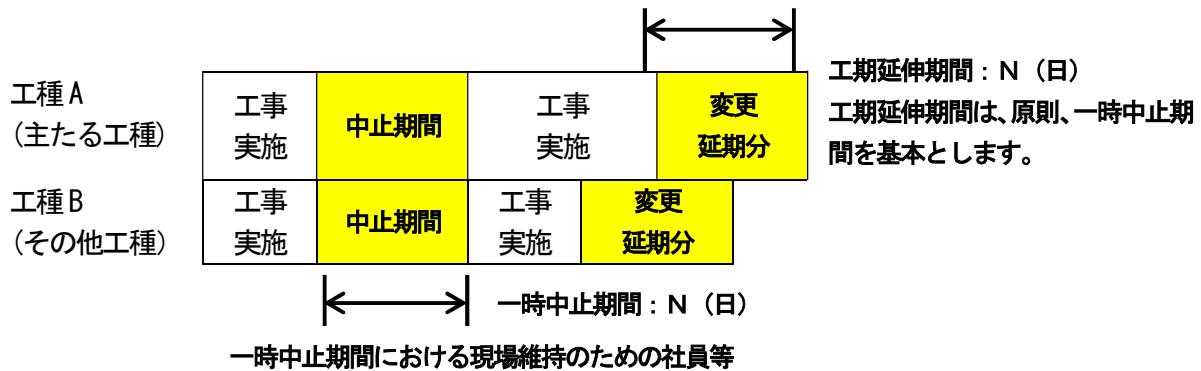
①直接工事費に計上された材料 (期間要素を考慮した材料) 及び仮設費に計上された仮設材等の一時中止期間中に係る損料額及び補修費用

②直接工事費 (仮設費を含む) 及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

②全部中止と一部中止の算定の違い

- ・工事全体の一時中止の場合（全部中止）

増加費用等の算定となる期間は率計算、積上げ共に中止期間：N（日）とします。

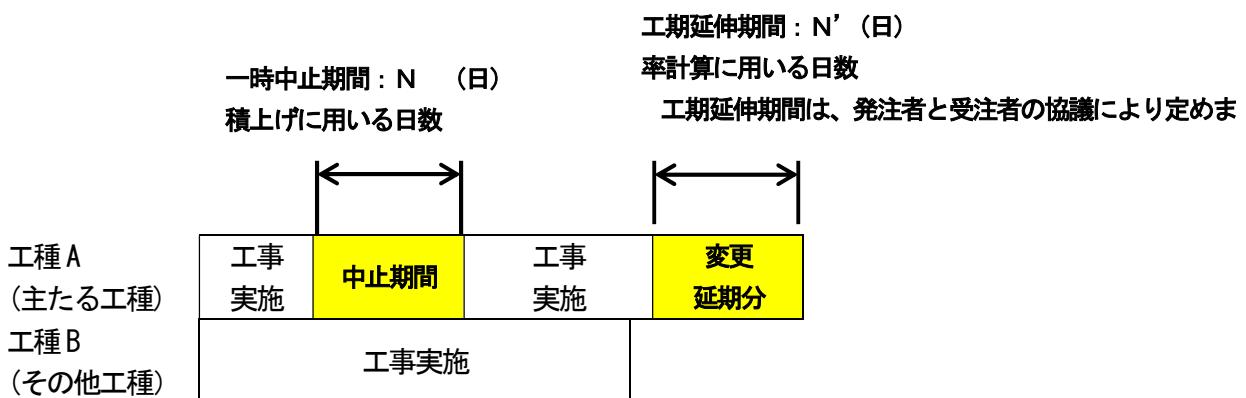


- ・工事一部一時中止の場合（一部中止）

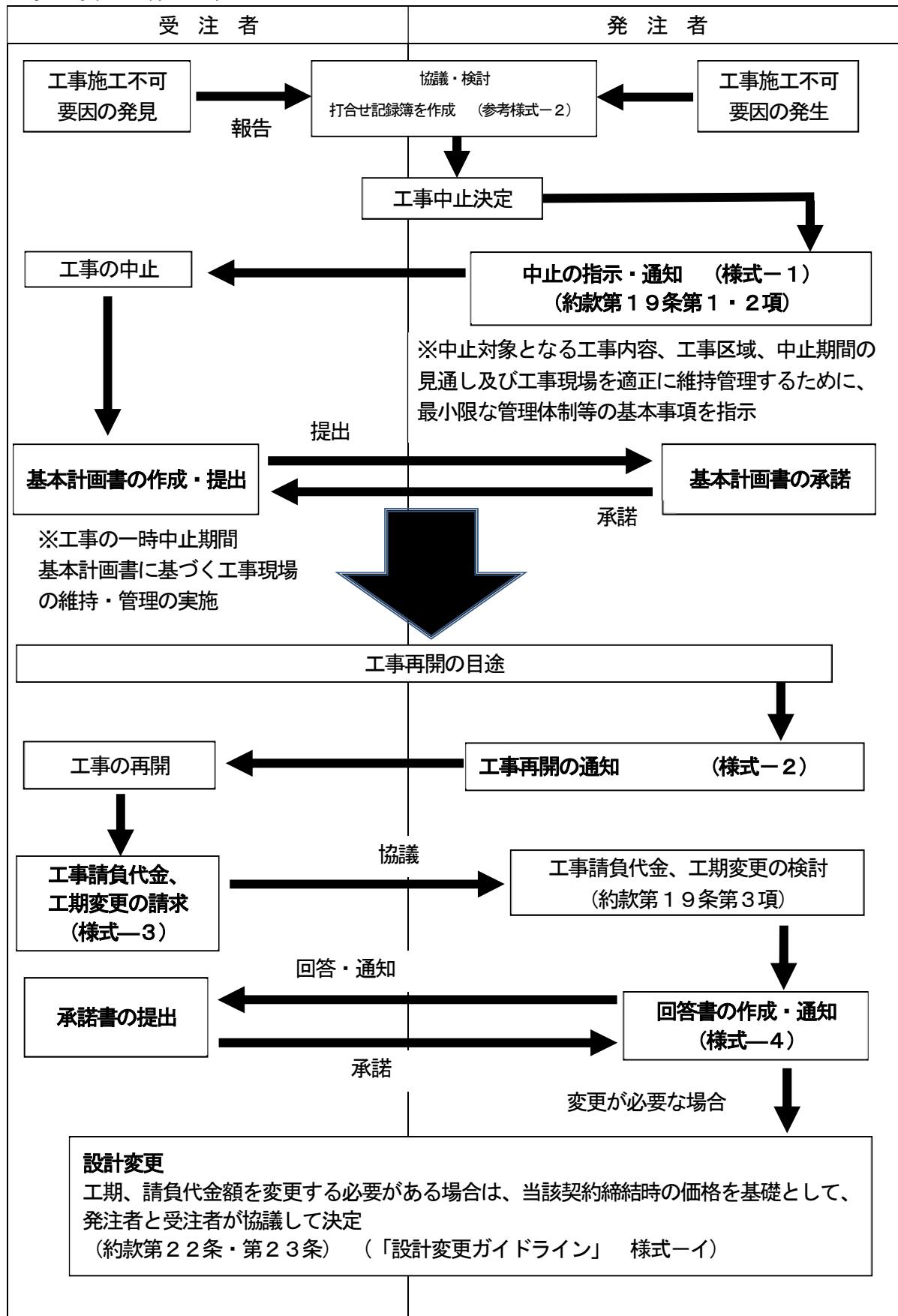
増加費用等の算定となる期間

率計算は工期延伸期間：N'（日）

積上げは中止期間：N（日）とします。



10 工事一時中止に係る基本フロー



1.1 工事一時中止に係る基本フローの解説

- (1) 工事の施工中止要因は、発注者と受注者により工事の全部中止又は一部中止について協議及び検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む）します。
- なお、工事の中止期間が約款第46条（受注者の催告による解除権）(2)に該当する場合、受注者に契約の解除権が発生するため、そのことも踏まえ検討します。
- (2) 協議検討の結果、工事の一時中止が必要でない場合、発注者は、その旨を記載した打合せ記録簿等を作成し、発注者と受注者双方で確認します。
- (3) 協議検討の結果、工事の一時中止が必要な場合、発注者は、様式一1により受注者に通知します。
又、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。
- (4) 受注者は、工事の一時中止の指示があった場合、基本計画書を作成、提出し発注者の承諾を得るものとします。
- (5) 工事の一時中止の要件が終了する目途がついた時は、発注者と受注者は、工事を再開する日時等について協議し決定するものとします。
- (6) 発注者は、工事を再開に先立ち、様式一2により受注者に工事を再開する日時等通知します。
- (7) 受注者は、基本計画書に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用等が発生した場合、様式一3により、増加費用等を証明する明細書、請求書等の資料添付し、増加費用等の請求を行うことができます。
- (8) 発注者は、受注者より工事の一時中止に伴う増加費用等の請求があった場合、増加費用等の必要性について検討を行います。
- (9) 発注者と受注者は、受注者が基本計画書に従って実施した工事現場の維持管理等の増加費用等について、土木工事の特例による簡便法による場合又は(7)項の増加費用等を証明する明細書、請求書等の資料について協議し、決定するものとします。
- (10) 発注者は、増加費用等の負担の有無及び金額を、様式一4により受注者に通知します。

様式—1

〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

名古屋市交通局長

工事の（※）一時中止について（通知）

標記について、名古屋市交通局工事請負契約約款第19条第1項及び第2項の規定により、下記の通り通知します。

工事件名

記

1. 本工事を 年 月 日から（※）一時中止する。
2. 中止理由
3. 工事中止箇所又は中止内容
4. 工事一時中止予定期間 〇〇日間（ 年 月 日まで）
5. 工事再開については、別途通知する。
6. その他

以上

※（ ）には、全部又は一部を記入すること。

様式—2

〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

名古屋市交通局長

工事の（※）一時中止の（※）再開について（通知）

標記について、名古屋市交通局工事請負契約約款第19条第1項及び第2項の規定により、下記の通り通知します。

工事件名

記

1. 年 月 日より（※）一時中止（ 年 月 日付け）の本工事を
年 月 日から再開する。

2. 工事再開箇所又は再開内容

以上

※（ ）には、全部又は一部を記入すること。

様式—3

〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋市交通局長

受注者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

工事の（※）一時中止に伴う増加費用等の請求について

工事件名

〇〇年〇〇月〇〇日付で契約を締結しました標記工事について、〇〇年〇〇月〇〇日付で工事の（※）一時中止を受け、〇〇年〇〇月〇〇日付で工事の（※）一時中止の（※）再開通知を受けましたので、一時中止に伴う増加費用等を下記の通り請求します。

添付しました資料は、弊社経理部門において、適正に処理した会計資料に基づき作成したものであることを誓約します。

記

1. 増加費用（税込）	¥	—
增加費用（税抜）	¥	—

2. 増加費用等の内訳明細及び証明する添付資料

(1) 見積総括表

- ①工事現場の維持に要する費用
- ②工事体制の縮小に要する費用
- ③工事の再開準備に要する費用

(2) 見積総括表で請求する項目を証明する添付資料を記載してください。

(明細書、請求書、従業員給与手当などの見積総括表で請求する項目を証明する資料を添付してください。)

以上

※（ ）には、全部又は一部を記入してください。

様式—4

〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

名古屋市交通局長

工事の（※）一時中止に伴う増加費用等について（回答）

工事名

〇〇年〇〇月〇〇日付けでありました工事の（※）一時中止に伴う増加費用等の請求について検討した結果、下記の金額となりましたので通知します。

（増加費用等の負担の対象となりませんので、その旨通知します。）

記

1. 増加費用（税込）	¥	.	—
增加費用（税抜）	¥	.	—

以上

※（　　）には、全部又は一部を記入してください。

参考様式

〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋交通局長

受注者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

工事の（※）一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

工事名

〇〇年〇〇月〇〇日付で工事（※）一時中止の通知があった標記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

※（　　）には、全部又は一部を記入してください。

基本計画書

記載内容

1. 一時中止時点における内容
 - 1) 一時中止する工種の出来形
 - 2) 建設機械器具等の状況
 - 3) 搬入済み材料
 - 4) 現場組織表
 - 5) 安全衛生管理組織表
2. 一時中止期間中の業務
 - 1) 現場点検
 - 2) 緊急時の体制及び対応
 - 3) 一時中止期間中の実施作業
3. 一時中止期間中の体制
 - 1) 現場代理人 … (常駐 or 非常駐)
 - 2) 監理技術者等 … (専任 or 非専任)
 - 3) 施工担当者

等

参考様式－2

打合せ記録簿

工事件名	×××××××××××工事（××工事）		
受注者	○○○○○建設株式会社		
発議者	発注者・受注者	打合日	年月日
協議事項	工事の一時中止要件の協議結果について		
一時中止要件	(全部又は一部)		
内 容	<p>＜記載例＞</p> <p>標記工事において、</p> <p>【例①】〇〇により、〇〇の納期が現時点で〇か月以上かかる見込みであるため、〇年〇月〇日までの</p> <p>【例②】別契約となる関連工事（〇〇工事）の契約遅れにより、工事施工が困難なため、〇年〇月〇日までの</p> <p>一時中止要件について、発注者と受注者が協議した。</p>		
処理・回答	<p>(一時中止の要否及び契約金額の変更等について記載すること。)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">確認者：打合せを行った担当者の役職・氏名</div>		
確認者	発注者側	監督員	交通 太郎
	受注者側	現場代理人	業者 一郎